

愛知県の融資制度 (2024年4月1日現在)

制度名	小規模企業等振興資金		一般事業資金	中小企業組織強化資金	経済環境適応資金					
	通常資金	小口資金 【責任共有制度対象外】			サポート資金					
					セーフティネット 【一部責任共有制度対象外】	経営あんしん	経済対策特別	条件変更改善	伴走支援 【一部責任共有制度対象外】	新型コロナ借換 【一部責任共有制度対象外】
融資対象者	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人(注:宿泊業及び娯楽業は20人)	中小企業者	(株)商工組合中央金庫(以下、「商工中金」)の融資対象資格がある組合	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定を受けた特定中小企業者	県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者	売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが3%以上減少している中小企業者	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取組む中小企業者	既往のコロナ関連融資を借り換えるもので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受け、事業計画書を策定した中小企業者
資金使途・融資限度額	事業資金 5,000万円	事業資金 2,000万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が2,000万円以内であること)	事業資金 2億8,000万円	事業資金 3億円 (転貸の場合は1組合3,000万円)	事業資金 8,000万円	事業資金 8,000万円	事業資金 1億2,000万円	事業資金 2億8,000万円	事業資金 1億円	事業資金 8,000万円
融資期間・利率 ※個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能。	3年 年1.3% 5年 年1.4% 7年 年1.5% 10年 年1.6% (10年は設備のみ)	3年 年1.1% 5年 年1.2% 7年 年1.3% 10年 年1.4% (10年は設備のみ)	1年 年1.3%以内	1年 商工中金所定	3年 年1.2(1.1)% 5年 年1.3(1.2)% 7年 年1.4(1.3)% 10年 年1.5(1.4)% (融資対象者のうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合は()内の利率)	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4%	1年 金融機関所定 3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4% 10年 年1.5%	10年 年1.5% 13年 年1.6% 15年 年1.7% (据置期間:借換資金以外の事業資金を含む場合は2年以内)	3年 年1.1%以内 5年 年1.2%以内 7年 年1.3%以内 10年 年1.4%以内 (据置期間:5年以内)	10年 年1.4(1.5)% 13年 年1.5(1.6)% 15年 年1.6(1.7)% (融資対象者のうち第5号の認定を受けた場合は()内の利率)
担保・保証人	保証協会所定		保証協会所定	商工中金所定	保証協会所定					
信用保証	要		要	—	要					

制度名	経済環境適応資金(パワーアップ資金、事業承継資金は、別紙をご覧ください)						再生資金 【一部責任共有制度対象外】	
	災害対応資金			創業等支援資金 【責任共有制度対象外】 ※(株)日本政策金融公庫との協調融資有				
	短期	長期	大規模災害	創業	再挑戦	経営者保証免除		
融資対象者	自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けた中小企業者			(1) 保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた中小企業者 (2) 次の(i)及び(ii)の要件を備える中小企業者 (i) 激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域内に事業所を有する者 (ii) 激甚災害により直接被害を受けた者	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ① 事業を営んでいない個人が、1か月(6か月※)以内に個人で又は2か月(6か月※)以内に会社を設立し、事業を開始すること ※認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合 ② 中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③ 事業を営んでいない個人が、個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④ 会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと ⑤ 創業者である個人事業主が設立した会社であって、創業者の事業開始から5年を経過していないこと	再チャレンジを図るために、再挑戦支援保証を利用する者	次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ① 事業を営んでいない個人が、2か月(6か月※)以内に会社を設立し、事業を開始すること ※認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合 ② 中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③ 事業を営んでいない個人が設立した会社であって、設立後5年を経過していないこと ④ 会社が設立した中小企業者であって、設立後5年を経過していないこと ⑤ 創業者である個人事業主が設立した会社であって、創業者の事業開始から5年を経過していないこと	経営サポート会議等の支援を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
資金使途・融資限度額	事業資金 8,000万円	事業資金 2億8,000万円	事業資金 2億8,000万円	事業資金 3,500万円	事業資金 3,500万円	事業資金 2億8,000万円		
融資期間・利率 ※個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能。	1年 年0.8%	3年 年1.1% 5年 年1.2% 7年 年1.3% 10年 年1.4%	3年 年1.0% 5年 年1.1% 7年 年1.2% 10年 年1.3%	3年 年0.8(0.5)% 5年 年0.9(0.6)% 7年 年1.0(0.7)% 10年 年1.1(0.8)% (10年は設備のみ) (県スタートアップ支援事業による支援を受けている場合は()内の利率)	(据置期間: 【創業・再挑戦】設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内 【経営者保証免除】1年以内※申込金融機関において本資金と原則同時にプロパー融資を実行する、又は融資申込時においてプロパー融資の残高がある場合は3年以内)	10年 年1.5% 13年 年1.6% 15年 年1.7% (据置期間:1年以内※) ※感染症対応型の場合、5年以内		
担保・保証人	保証協会所定							
信用保証	要							

☆取扱期間については、国の保証制度要綱の定めに基づいております。